

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和元年6月20日(木)

午後2時00分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 議 事

- 議案第64号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会調査専門員の委嘱について
[非公開案件]
- 議案第65号 さいたま市学校結核対策委員会委員の委嘱及び任命について[非公開案件]
- 議案第66号 さいたま市立教育研究所運営委員会委員の委嘱及び任命について[非公開案件]
- 議案第67号 さいたま市青少年宇宙科学館運営委員会委員の任命について[非公開案件]
- 議案第68号 さいたま市博物館協議会委員の任命について[非公開案件]
- 議案第69号 うらわ美術館協議会委員の委嘱及び任命について[非公開案件]
- 議案第70号 さいたま市美術品等選考評価委員会委員の委嘱について[非公開案件]
- 議案第71号 さいたま市図書館協議会委員の任命について[非公開案件]
- 議案第72号 さいたま市立視聴覚ライブラリー運営委員会委員の任命について[非公開案件]
- 議案第73号 さいたま市指定文化財の解除について

3 閉 会

議案第73号

さいたま市指定文化財の解除について

さいたま市文化財保護条例（平成13年さいたま市条例第137号）第40条の規定により、下記のとおり指定を解除する。

令和元年6月20日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

1	種別	記念物（天然記念物）
2	名称	氷川参道の並木（E154）
3	員数	1本
4	所在地	さいたま市大宮区浅間町1丁目
5	所有者	宗教法人 氷川神社
6	解除年月日	告示の日

提案理由

さいたま市大宮区浅間町に所在する、市指定天然記念物「氷川参道の並木」20本のうちの1本について、主幹部の腐朽により倒木の危険が切迫していることが判明したため、倒木の危険を回避するため伐採を実施しました。このことにより、文化財の価値を失ったため、さいたま市文化財保護条例第40条の規定により、指定を解除するものです。

なお、さいたま市文化財保護審議会からも「指定解除すべき」との答申を得ています。

【参考資料】

氷川参道の並木（ひかわさんどうのなみき） E154

昭和50年2月7日指定。氷川参道の並木のうち、現在、目通り3メートル以上の樹木20本を天然記念物に指定しています。そのうちのE154のケヤキ1本の樹皮に異常が見られたことから、樹皮の回復処置を行ったところ、樹皮の8割が腐朽菌に侵され、すでに回復の見込みがなく、さらに倒木の恐れがあることが判明しました。倒木の危険を回避するため緊急に伐採を実施したことから、すでに、指定文化財としての価値を喪失しています。



▲伐採前（平成31年2月撮影）



▲伐採後（令和元年5月撮影）



▲根元には大きな空洞が生じていた（平成31年2月撮影）